容量市場 業務マニュアル

容量拠出金対応編

(対象実需給年度:2024年度)

2023年10月25日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	_	2023年10月25日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに
1.1	本業務マニュアルの構成6
1.2	本業務の対象となる事業者6
1.3	容量拠出金の算定式6
第2章	容量拠出金対応10
2.1	容量拠出金(仮算定)の確認手続11
2.2	容量拠出金の確認手続18
2.3	還元額の確認手続
2.4	追加請求額の確認手続
2.5	請求書・支払通知書の確認手続43
2.6	請求書に基づく支払 50
2.7	支払通知書に基づく入金の確認手続53
Appendiz	x.1 図表一覧
Appendiz	x.2 業務手順全体図59

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編(以下、本業務マニュアル)は、電力広 域的運営推進機関(以下、本機関)の業務規程(第32条の5)の規定に基づき作成さ れた文書です。

本業務マニュアルは一般送配電事業者、配電事業者または小売電気事業者(以下、 「小売電気事業者等」)が実施する手続のうち、対象実需給年度2024年度の容量市場 における容量拠出金に係る内容について、必要な手続やシステム¹の操作方法²が記 載されています。



図 1-1 本業務マニュアルが対象とする容量拠出金対応業務の位置づけ

容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、電気事業法に定める供 給能力の確保の規定に基づき、小売電気事業者等に拠出いただくものです。本機関は、 この容量拠出金をもって、供給力を提供する容量提供事業者へ、容量確保契約金額を 交付します。

容量拠出金対応業務は、主に下記業務から構成されます(図 1-2 参照)。

【実需給年度開始前(年次、2023年12月)】

・容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認

¹ 会員情報管理システムは、本機関の会員の加入申込み・変更のオンライン化や、各種通知、連絡等を一元管理することを目的にしたシステムです。当該システムの利用に当たっては「会員情報管理システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

²本業務マニュアルに記載している会員情報管理システムの機能は一部であり、運用する際の操作方法の詳細は会員情報システム取扱マニュアル(<u>https://www.occto.or.jp/kaiin/kaiinjoho.html</u>)を参照してください。

【実需給年度開始後(月次、2024年7月~2025年6月)】

- ・容量拠出金請求額通知書の確認
- ・請求書に基づく支払

【年次精算³(年次、2025年10月~2025年11月)】

- ・容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認
- ・容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認
- ・請求書・支払通知書に基づく入出金業務



図 1-2 容量拠出金対応業務の全体像

また、請求対象月をN月とした場合の、月次の容量拠出金対応業務のスケジュールは 以下の通りとなります。

- ・容量拠出金請求額通知書:N+2月の第10営業日までに発行
- ・容量拠出金請求書:N+3月の10日までに発行
- ・事業者による容量拠出金振込期日:容量拠出金請求書発行から1か月以内4

具体的な容量拠出金対応業務に関しては第2章に記載しておりますが、本章で説明 する以下の1.1~1.3も確認してください。

- 1.1本業務マニュアルの構成
- 1.2本業務の対象となる事業者
- 3 容量拠出金の算定式

³年次精算とは、容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが発生した場合や、容量拠出金の未回収が発生した場合 に、容量拠出金へ反映するために精算を実施し、当該年度の容量確保契約金額の総額と容量拠出金の総額を一致させる ことを指します。

⁴ N+3 月の 10 日に容量拠出金請求書が発行された場合、N+4 月の 9 日が振込期日となります。

1.1 本業務マニュアルの構成

容量拠出金に係る確認手続や支払通知書・請求書の確認手続、入出金業務については 第2章を参照してください(図 1-3 参照)。



図 1-3本業務マニュアルの構成(第1章除く)

1.2 本業務の対象となる事業者

本業務の対象となる事業者(以下、事業者)は、一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者となります。

1.3 容量拠出金の算定式

容量拠出金の算定式について説明します。

- 1.3.1 新規参入でない場合の容量拠出金の算定式
- 1.3.2 新規参入時の容量拠出金の算定式

1.3.1 新規参入でない場合の容量拠出金の算定式

新規参入でない場合の容量拠出金の算定式は以下の通りとなります。

【一般送配電事業者】

・各一般送配電事業者の容量拠出金(各月)

= エリア別の一般送配電事業者が負担する容量拠出金総額(各月) — 当該エ リアでの配電事業者の容量拠出金総額(各月)

【配電事業者】

各配電事業者の容量拠出金(各月)

= エリア内シェア比率 × エリア別の一般送配電事業者が負担する容量拠出金 総額(各月)

・エリア内シェア比率

= 配電事業者が配電を行うエリアのH3 需要※1(当該エリアの最大需要発生月のH3 需要※1) ÷ エリア全体のH3 需要※1

※1:配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

【小売電気事業者】

・各小売電気事業者の容量拠出金(各月)

= シェア変動考慮後の配分比率 × エリア別の小売電気事業者が負担する容量 拠出金総額(各月)

・シェア変動考慮後の配分比率

= シェア変動考慮後の kW ÷ 当該エリアにおける全小売電気事業者のシェア変
 動考慮後の kW 合計

・シェア変動考慮後の kW

= 年間ピーク時の kW 実績※2 × シェア変動後の託送契約電力 kW 実績※3 ÷
 年間ピーク時の託送契約電力 kW 実績※4

※2:実需給前年度の7~9月/12~2月の各月における最大需要発生時(1時間)におけ る電力使用量を合計した kW を指します。それぞれ容量拠出金1~6回目(4月~9月 分)/7~12回目(10月~3月分)の請求額算定の基礎となります。 また、ここでいう「最大需要発生時(1時間)」は、各エリアでの最大需要発生時を指 します。 ※3:対象実需給月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している 託送契約電力 kW を指します。本機関としては、一般送配電事業者から提供された託 送契約電力 kW を正とします。

※4:実需給前年度の7~9月/12~2月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力kWを指します。本機関としては、一般送配電事業者から提供された託送契約電力kWを正とします。

1.3.2 新規参入時の容量拠出金の算定式

新規参入時の容量拠出金の算定式は以下の通りとなります。

注:実需給前年度の年間ピーク時の kW 実績がゼロであり、託送契約電力 kW の実績も ゼロの場合は新規参入となります。

【配電事業者】

■最大需要発生月以前の新規参入の場合

『1.3.1 新規参入でない場合の容量拠出金の算定式』に準じて計算。

■最大需要発生月よりあとに新規参入した場合

「エリア内シェア比率」を下記算定式に基づいて計算。そのほかは、『1.3.1 新規参入 でない場合の容量拠出金の算定式』に準じて計算。

・エリア内シェア比率

= 配電事業者が配電を行うエリアの H3 需要※5(新規参入月以降の各月の H3 需
 要の平均) ÷ エリア全体の H3 需要※5

※5:配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

【小売電気事業者】

「シェア変動考慮後の kW」を下記算定式に基づいて計算。そのほかは、『1.3.1 新規 参入でない場合の容量拠出金の算定式』に準じて計算。

・(新規参入した小売電気事業者の)シェア変動考慮後の kW

当該月の小売電気事業者の託送契約電力 kW 合計に占める新規参入事業者の比率

× エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後の kW 合計

8

÷ 当該月の小売電気事業者の託送契約電力 kW 合計に占める新規参入以外の事業者の比率

- × 新規参入した事業者の当該月の託送契約電力 kW
- ÷ 新規参入した事業者の当該月の託送契約電力 kW の合計

第2章 容量拠出金対応

本章では、容量拠出金対応に関する以下の内容について説明します(図 2-1 参照)。

- 2.1 容量拠出金(仮算定)の確認手続
- 2.2 容量拠出金の確認手続
- 2.3 還元額の確認手続
- 2.4 追加請求額の確認手続
- 2.5 請求書・支払通知書の確認手続
- 2.6 請求書に基づく支払
- 2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続

第2	章	
	容量拠出金対応 2.1	
	容量拠出金(仮算 定)の確認手続	
	2.2	
	容量拠出金の 確認手続	
	2.3	
	還元額の確認手続	
	2.4	
	追加請求額の 確認手続	
	2.5	
	請求書・支払通知書 の確認手続	
	2.6	
	請求書に基づく支払	
	2.7	
	支払通知書に基づく 入金の確認手続	

図 2-1 第2章の構成

2.1 容量拠出金(仮算定)の確認手続

本機関は、実需給年度2024年度に係る容量拠出金について、2024年7月の請求開始 にあたり、2023年12月に仮算定額を算出し、当該金額を記載した容量拠出金仮請求 額通知書(年間総額)を、小売電気事業者等に送付します。 なお、当該仮算定額の値は、2023年度の夏季のピーク時の電力(kW)を基礎として算 定するため、2023年度冬季ピーク時の電力(kW)および2024年度の各月のシェア変

動を考慮する前の概算金額となります。

本節では、容量拠出金(仮算定)の確認手続について、以下の流れで説明します(図 2-2 参照)。

2.1.1 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認



図 2-2 容量拠出金(仮算定)の確認手続の詳細構成

2.1.1 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認

本項では、本機関から発行された容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認手順 を説明します(図 2-3 参照)。

2.1.1.1 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)内容の確認

2.1.1 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認



図 2-3 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認の手順

2.1.1.1 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)を発行 後、事業者に容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)が発行された旨のメールが送付 されます(表 2-1 参照)。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセ スし、容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の帳票の内容⁵を確認してください(図 2-4、表 2-2 参照)。

容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル ~会員向け 容量市場関連編~」を参照してください。(P)

表	2 - 1	容量拠出金	仮請求額通知書	(年間総額)	の発行通知メー	-ル内容
~						· · · · H

項目	内容
件名	容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の発行通知 (P)
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp

⁵ 仮算定は、あくまで実需給期間前に実施する概算値の通知であるため、実需給期間の実際の算定額とは異なることに ご留意ください。また、概算額の通知という目的から、異議申立は受け付けておりません。

項目	内容
本文記載事項(P)	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者です。 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)を発行しました。ご確 認をお願いいたします。 【事業者コード】 ・事業者コード
	 (事業有名) ・事業者名 電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。



図 2-4 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)のサンプルイメージ

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいこと
4		事業者コード	を確認してください
		事業者区分	事業者区分(小売電気事業者/一般送配
			電事業者/配電事業者) が正しいことを
5			確認してください
			ただし、登録特定送配電事業者の場合
			は小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
	1.容量拠出	容量拠出金仮請求総額	通知対象事業者の容量拠出金仮請求額
7	金仮請求額	[円]	(年額)が記載されています
(小計 (No.11) と一致していることを確
			認してください
		容量拠出金仮請求額(年	11 か月分の容量拠出金仮請求額(月
8		額)(調整前)[円]	額)(No. 12)と容量拠出金仮請求額
0			(最終月額)(No.13)を合計した金額
			となっていることを確認してください
		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の
9			金額が記載されていることを確認して
			ください
10		備考	記載内容を確認してください
		小計[円]	容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)
11			(No.8)と調整額(No.9)を合計した
11			金額となっていることを確認してくだ
			さい

表 2-2 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
		容量拠出金仮請求額(月	通知対象事業者の容量拠出金負担額
		額)[円]	(月額)が記載されています
		実需給年度 4~2 月	容量拠出金仮請求額(月額)(No.12)
			は、負担額(月額)(No.16)に負担分
10			の比率(有効数字16桁)を乗じること
12			で算定されます。 ただし、算定諸元情
			報に記載されている負担分の比率
			(No. 18)はパーセント表記での小数第
			3位を四捨五入した概算比率であること
			にご留意ください
		容量拠出金仮請求額(最	通知対象事業者の容量拠出金負担額
		終月額)[円]	(最終月額)が記載されています
		実需給年度3月	容量拠出金仮請求額(最終月額)
			(No.13)は、負担額(端数調整月)
19			(No. 17) に負担分の比率(有効数字 16
15			桁)を乗じることで算定されます。 た
			だし、算定諸元情報に記載されている
			負担分の比率(No.18)はパーセント表
			記での小数第3位を四捨五入した概算
			比率であることにご留意ください
14	2. 算定諸元	容量拠出金算定対象	対象のエリアであることを確認してく
14	情報	エリア	ださい
		負担総額[円](年額)	エリア別の容量拠出金負担総額(年
15			額)が記載されていることを確認して
			ください
		負担総額[円](月額)実	エリア別の容量拠出金負担総額(月
16		需給年度 4~2 月	額)が記載されていることを確認して
	_		ください
		負担総額[円](端数調整	エリア別の容量拠出金負担総額(最終
17		月) 実需給年度3月	月額)が記載されていることを確認し
			てください

No	セクション	記載項目	確認観点
		負担分の比率[%]	小売電気事業者:
		※パーセント表記での小	• 通知対象事業者のシェア比率が記
		数点第3位を四捨五入し	載されていることを確認してくだ
		た概算比率	さい
			一般送配電事業者・配電事業者:
18			 通知対象事業者の負担比率が記載
			されていることを確認してくださ
			<i>د</i> ب
			なお、負担分の比率(No. 18)が 0. 00%
			であっても、容量拠出金仮請求総額
			(No.7) が 0 でない場合があることに
			ご留意ください

2.2 容量拠出金の確認手続

本節では、容量拠出金の確認手続について、以下の流れで説明します(図 2-5 参 照)。

- 2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認
- 2.2.2 容量拠出金請求額通知書の異議申立
- 2.2.3 容量拠出金請求額の再算定結果の確認



図 2-5 容量拠出金の確認手続の詳細構成

2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認

本項では、本機関から発行された容量拠出金請求額通知書の確認手順を説明します (図 2-6 参照)。

2.2.1.1 容量拠出金請求額通知書内容の確認



2.2.1.1 容量拠出金請求額通知書内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金請求額通知書を発行後、事業者に容量 拠出金請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます(表 2-3 参照)。事業者

図 2-6 容量拠出金請求額通知書の確認の手順

はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金請求額通知書の 帳票の内容を確認してください(図 2-7、表 2-4参照)。 容量拠出金請求額通知書に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル ~会員向け 容量市場関連編~」を参照してください。(P)

項目	内容
件名	容量拠出金請求額通知書の発行通知 (P)
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項 (P)	XXXX 様
	こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム
	管理者です。
	容量拠出金請求額通知書を発行しました。ご確認をお願いい
	たします。
	【事業者コード】
	・事業者コード
	【事業者名】
	・事業者名
	電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者
	※このメールはシステムより自動送信されています。差出人
	には返信しないでください。

表 2-3 容量拠出金請求額通知書の発行通知メール内容

			通知書番号	: 123456789012345678
12335078901233507890 御中 「東君コード:1234 第日広城的運営推進機関 「東君コード:1234 第日広城的運営推進機関 12335078901233567890 1:350061 東京都正東区豊勝(-2:15) 1233507890 1:350061 東京都正東区豊勝(-2:15) 12345678901234567890 1:350061 東京都正東区豊勝(-2:15) 1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901 2:345678901234567890104554-4558388585858585858585858585858585858585	12245	×700010245×70	通知日	: yyyy年MM月dd日
12901234567890 御中 電力広域的運営推進機関 1東着コード:1231 電力広域的運営推進機関 1350061 東京都江東広豊勝62-15 間、合せた 1234567890 12345678901234567890 日本のせいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいた	90123	456789012345678		
Ref コード: 123 12 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	78901	234567890 劉中	48-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	107 (179-140) 140-1400 (1701
12345678901234567890 問い合わせ光 1234567890 部署 :00部 電話番号:00-000-0000 E-Mail: XXXX @0ccto.or.jp 件名:12345678901234567890123456789012345678901234567890 1.64風出会請求額[円] -123,456,789,012,345 小型機出金請求額[円] -123,456,789,012,345 「空間機出金請求額[四] -123,456,789,012,345 「日 -123,456,789,012,345 <td>#業者コー #業者区分</td> <td>+ 1234567890123456789</td> <td>0 〒135-0061</td> <td>車京都江車区豊洲6-2-15</td>	#業者コー #業者区分	+ 1234567890123456789	0 〒135-0061	車京都江車区豊洲6-2-15
1234567890 部習 … 00部 電話番号: 000-0000-0000 E-Mail: : X X X X @0octh.or.jp		1234567890123456789	0 問い合わせ分	E
Exercise CO-OCC-OCCO E-Mail : X × X × @occto.or.jp I-Mathematic Setter: D-OCC-OCOCO E-Mail : X × X × @occto.or.jp E-Mail : X × X × @occto.or.jp Setter: D-OCC-OCOCOCOCOCOCOLOR.jp E-Mail : X × X × @occto.or.jp E-Mail : X × X × @occto.or.jp Setter: D-OCC-OCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOC		1234567890	部署	:00部
性先:1234567890123456789012345678901234567890 1.54限用金肅末額[円] -123,456,789,012,345 金壇出金肅末額[四] -123,456,789,012,345 <u>留敷出金請求額[四] -123,456,789,012,345</u> <u>留敷面[四] -123,456,789,012,345</u> <u>留敷面[四] -123,456,789,012,345</u> <u>留敷面[四] -123,456,789,012,345</u> <u>留敷面[四] -123,456,789,012,345</u> <u>出市[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>出市[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>出市[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>出市[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>出市[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>出市[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>小时[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>小时[四]</u> -123,456,789,012,345 <u>山市[1]</u> -123,456,789,012,345 <u>山市</u>			進品番号 E-Mail	:00-0000-0000 : x x x x @occto.or.ip
• # * * * * * * * * * * * * * *			2.11111	
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	伯	名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	01234567	8901234567890
1. 分最機出金請求額(調整前)[円] -123,456,789,012,345 「加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加				
1. 容量機出金請求額(四) -123,456,789,012,345 <u>密量機出金請求額(調整前)[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>副整額[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>備考:</u> <u>小計[[7]</u> <u>小計[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>小計[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>小計[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>小計[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>小計[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>小計[[7]</u> -123,456,789,012,345 <u>「以 フ 別 の負担総額[[1]]</u> -123,456,789,012,345 <u>取 新知 123,456,789,012,345</u> <u>「知 フ ア 別 の負担総額[[1]]</u> -123,456,789,012,345 <u>「知 フ ア 別 の負担総額[[1]]</u> -123,456,789,012,345 <u>「加 ア ブ 別 の負担総額[[1]]</u> -123,456,789,012,345 (加 ア 和 国 西 加 和 国 和 国 西 加 和 国 和 国 和 国 和 国 和 国 和 国 和 国 和 国 和 国 和				
<u> 文教授の登録を取りていた。 <u> 大川でいた。 <u> - <u> 大川でいた。 <u> 大川でいた。 <u> - 123,456,789,012,345</u> (<u> 大川でいた。 - 123,456,789,012,345 (- 123,456,789,012,345 (<u> 大川でいたま。 - 123,456,789,012,345 (<u> 大川でいたま。 - 123,456,789,012,345 <u> 123,456 (123,456 </u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></u>	1. 容量拠	出金請求額		
子風使山並前未報[[1]	Nor All	御山今請幸報[四]		122 456 799 012 245
容量拠出金請求額(調整前)[円] -123,456,789,012,345 周整麵[円] -123,456,789,012,345 備考: -123,456,789,012,345 小計[円] -123,456,789,012,345 2.算定諸元情報(請求対象月分) -123,456,789,012,345 室量拠出金算定対象エリア 12.3 エリア別の負担総類[円] -123,456,789,012,345 負担分の比率[%] 123,456,789,012,345 ※容量拠出金請求額に見識がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。	<u>(7 M</u>	26月17年18月4天 BH[1.3]		-123,430,787,012,345
前参加[1] -123,456,789,012,345 備考:		容量視出金請求額(調整前)[円]		-123 456 789 012 345
備考: <u>小計[円]</u> -123,456,789,012,345 2. 算定諸元情報(請求対象月分) <u>容量機出金算定対象エリア 123,456,789,012,345</u> <u>エリア別の負担総類[円]</u> -123,456,789,012,345 <u>負担分の比率[%]</u> <u>※小数点第3位を四捨五入した概算比率</u> 123.45 ※容量機出金請求類に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してく ださい。		調整額[円]		-123,456,789,012,345
小計[円] -123,456,789,012,345 2. 算定諸元情報(請求対象月分) ※算定諸元情報(請求対象月分) ※回復担金算定対象エリア 1 2 3 123,456,789,012,345 (213,456,789,012,345 (2123,456,789,012,345		備考:		
小計[円] -123,456,789,012,345 3. 算定諸元情報(請求対象月分) ※容量提出金算定対象エリア 1 2 3 1 2 3 1 2 3 2 1 2 3 3 1 2 3 3 2 3 2 1 2 3 3 2 3 2 1 2 3 3 3 2 3 3 3 2 3 3 3 2 3 3 3 2 3 3 3 3 2 3 3 4 3 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 2 3 3 4 3 3 2 3 3 4 3 3 2 3 3 4 3 3 2 3 3 4 3 3 2 3 3 4 3 3 3 2 3 3 4 4 3 3 3 2 3 3 4 4 3 4 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3				
小計[円] -123,456,789,012,345 2. 算定諸元情報(請求対象月分) 容量拠出金算定対象エリア 1 2 3 エリア別の負担総額[[円] -123,456,789,012,345 負担分の比率[%] -123,456,789,012,345 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 123,45 ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。				
小計[円] -123,456,789,012,345 2. 算定諸元情報(請求対象月分) <u>密量拠出金算定対象エリア 1 2 3 1 2 3 <u>1 2 3 1 2 7 別の負担総額[[円] -123,456,789,012,345 <u>負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 1 23.45 ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5 営業日以内にメールにて異議申立を実施してく ださい。 </u></u></u>		L		
2. 算定諸元情報(請求対象月分) 容量提出金算定対象エリア 123 エリア別の負担総額[円] -123,456,789,012,345 負担分の比率[%] 123.45 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 123.45 ※容量提出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。		小計[円]		-123,456,789,012,345
 2. 算定諸元情報(請求対象月分) 溶量拠出金算定対象エリア 1 2 3 エリア別の負担総額[円] -123,456,789,012,345 負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 123.45 ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。 				
 2. 算定諸元情報(請求対象月分) 容量拠出金算定対象エリア 1 2 3 エリア別の負担総額[円] -123,456,789,012,345 負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 123.45 ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5 営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。 				
容量拠出金算定対象エリア 123 エリア別の負担総額[円] -123,456,789,012,345 負担分の比率[%] 123.45 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 123.45 ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。	2. 算定諸	元情報(請求対象月分)		
容量拠出金算定対象エリア 123 エリア別の負担総額[[P]] -123,456,789,012,345 負担分の比率[%] 123,456,789,012,345 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 123.45 ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。				
<u>4125,456,789,012,355</u> <u>負担分の比率[%]</u> <u>*小数点第3位を四捨五入した概算比率</u> <u>123.45</u> ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してく ださい。		容量拠出金算定対象エリア エルア別の負担総額[[1]]		1 2 3
 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率 ※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。 		至9777600頁目和60[[1]] 負担分の比率[%]		122,430,707,012,345
※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。		※小数点第3位を四捨五入した概算比率		123.43
ださい。		※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営	業日以内にメール	にて異議申立を実施してく
		ださい。		

図 2-7 容量拠出金請求額通知書のサンプルイメージ

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを
4		事業者コード	確認してください
5		事業者区分	事業者区分(小売電気事業者/一般送配電
			事業者/配電事業者)が正しいことを確認
			してください
			ただし、登録特定送配電事業者の場合は
			小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
7	1.容量拠出	容量拠出金請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金負担額(月
	金請求額		額)が記載されています
			小計 (No. 11) と一致していることを確認
			してください
8		容量拠出金請求額(調整	容量拠出金請求額(調整前)(No.8)は、
		前)[円]	エリアの負担総額(No.13)に負担分の比
			率(有効数字16桁)を乗じることで算定
			されます。ただし、算定諸元情報(請求
			対象月分)に記載されている負担分の比
			率(No. 14)はパーセント表記での小数第
			3位を四捨五入した概算比率であること
			にご留意ください
9		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金
			額が記載されていることを確認してくだ
			さい
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計[円]	容量拠出金請求額(調整前)(No.8)と調
			整額(No.9)を合計した金額となってい
			ることを確認してください
12	2. 算定諸元	容量拠出金算定対象	対象のエリアであることを確認してくだ
	情報(請求	エリア	さい
13	対象月分)	エリアの負担総額[円]	エリアの容量拠出金負担総額(月額)が
			記載されていることを確認してください

表 2-4 容量拠出金請求額通知書の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
14		負担分の比率[%]	小売電気事業者:
		※パーセント表記での小	 通知対象事業者のシェア比率(概)
		数点第3位を四捨五入し	算)が記載されていることを確認し
		た概算比率	てください
			一般送配電事業者 ・配電事業者:
			 通知対象事業者の負担比率(概算)
			が記載されていることを確認してく
			ださい
			なお、負担分の比率(No. 14)が 0. 00%
			であっても、容量拠出金請求額(No.7)
			が0でない場合があることにご留意くだ
			さい
15		異議申立日数	記載内容を確認してください

2.2.2 容量拠出金請求額通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金請求額通知書の内容に対し、異議がある 場合における異議申立について手順を説明します(図 2-8 参照)。

2.2.2.1 異議申立メールの送付

2.2.2.2 再検討内容メールの確認

2.2.2	容量拠出金請求額通知書の異議申立

2	. 2. 2. 1	2	. 2. 2. 2
	異議申立メールの送付		再検討内容メールの確認

図 2-8 容量拠出金請求額通知書の異議申立の手順

2.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金請求額通知書に対して、発行通知受領日 を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。 異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、 所定の宛先に送信してください(表 2-5 参照)。

注:異議申立期限について、例えば、4/14(月)に通知メールを受領した場合、4/18 (金)までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日:休日以外の日

営業日:平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日:土曜日、日曜日および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)に 加えて、1月2日~3日、4月30日~5月2日、12月30日~31日および本機 関が指定する日

表 2-5 容量拠出金請求額通知書の異議申立メール内容

項目	内容	
件名	【XXXX(事業者コード) ⁶ 】容量拠出金請求額通知書に対する	
	異議申立	
То	youryou_jushin@occto.or.jp	
本文記載事項	・容量拠出金請求額通知書番号	
	・実需給年度	
	・対象月	
	・事業者名	
	・事業者コード	
	・事業者区分	
	・容量拠出金算定対象エリア	
	・異議申立の内容	

2.2.2.2 再検討内容メールの確認

容量拠出金請求額通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内 容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認して ください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認に おける必要事項を本文に記載のうえ、本機関が異議申立内容の再検討結果メールの中 で指定した確認期日以内にメールを送信してください(表 2-6 参照)。

6件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

- 注1:再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が 了承されたとみなしますのでご注意ください。
- 注2: 異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス: youryou_jushin@occto.or.jp

項目	内容	
件名	Re:【XXXX(事業者コード)】容量拠出金請求額通知書に対する異議	
	申立	
То	再検討内容メールの送信者(本機関)	
CC	youryou_jushin@occto.or.jp	
本文記載事項	異議申立による容量拠出金請求額通知書の再検討内容に対する確認	
	結果	
	・容量拠出金請求額通知書の再検討内容に対する事業者の確認結果	
	を文章で記載	
	例) 異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。	
	以下、異議申立メールの記載内容	
	・容量拠出金請求額通知書番号	
	・実需給年度	
	・対象月	
	・事業者名	
	・事業者コード	
	・事業者区分	
	・容量拠出金算定対象エリア	
	・異議申立の内容	

表 2-6 容量拠出金請求額通知書の再検討内容の確認結果メール内容

2.2.3 容量拠出金請求額の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量拠出金請求額の再算定結果の確認について手順を説明 します(

図 2-9 参照)。なお、容量拠出金請求額通知書内容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.2.3.1 容量拠出金請求額通知書の再発行内容の確認

2	. 2. 3. 1
	容量拠出金請求額通知書 の再発行内容の確認

2.2.3 容量拠出金請求額の再算定結果の確認

2.2.3.1 容量拠出金請求額通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拠出金請求額通知書を再発行しま す。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセス し、再発行された容量拠出金請求額通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量拠出金請求額通知書の確認方法は『2.2.1.1 容量拠出金請求額通 知書内容の確認』を参照してください。

図 2-9 容量拠出金請求額の再算定結果の確認の手順

2.3 還元額の確認手続

還元額とは、容量提供事業者のリクワイアメント未達成による経済的ペナルティの徴 収等で生じた、容量確保契約金額と経済的ペナルティの差引金額と容量拠出金との差 額を調整し、小売電気事業者に還元される金額です。

本節では、還元額の確認手続について、以下の流れで説明します(図 2-10 参照)。

- 2.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認
- 2.3.2 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の異議申立
- 2.3.3 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再算定結果の確認



図 2-10 還元額の確認手続の詳細構成

注:容量拠出金還元額通知書(年次精算)に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額 通知書(年次精算)に基づく追加請求額、および容量拠出金請求額通知書に基づく 対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正とな る場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます。

2.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認

本項では、本機関から発行された容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認手順を説 明します(図 2-11 参照)。

2.3.1.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)内容の確認



2.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認

図 2-11 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認の手順

2.3.1.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金還元額通知書(年次精算)を発行後、 事業者に容量拠出金還元額通知書(年次精算)が発行された旨のメールが送付されま す(表 2-7 参照)。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の内容を確認してください(表 2-8、図 2-12 参照)。

容量拠出金還元額通知書(年次精算)に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル ~会員向け 容量市場関連編~」を参照してください。(P)

項目	内容
件名	容量拠出金還元額通知書(年次精算)の発行通知 (P)
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項 (P)	XXXX 様
	こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム
	管理者です。
	容量拠出金還元額通知書(年次精算)を発行しました。ご確認
	をお願いいたします。
	【事業者コード】
	・事業者コード
	【事業者名】
	・事業者名

表 2-7 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の発行通知メール内容

項目	内容
	電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者
	※このメールはシステムより自動送信されています。差出人
	には返信しないでください。

容量拠出金 還元額通知書(年次精算)

123456789012345678 901234567890123456 78901234567890 事業者コード: 1234 通知書番号 :123456789012345678 通知日 : yyyy年MM月dd日

電力広域的運営推進機関 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 問い合わせ先 部署 : 00部 電話番号: 00-000-0000 E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 12345678901234567890123456789012345678901234567890

1. 容量拠出金還元額

容量拠出金還元額[円]

-123,456,789,012,345

容量拠出金還元額[円](調整前)	-123,456,789,012,345	
調整額[円]	-123,456,789,012,34	
備考:		

小計[円]

-123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報

還元額の原資となる実需給期間前の経済 的ペナルティ入金総額[円]①	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる請求額と実交付額等 の差額[円]②	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる総額[円]①+②	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	123.45

※容量拠出金還元額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してく ださい。

図 2-12 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の帳票イメージ

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを
4		事業者コード	確認してください
6		件名	記載内容を確認してください
	1. 容量拠出	容量拠出金還元額[円]	通知対象事業者の容量拠出金還元額が記
	金還元額		載されています
			小計 (No. 11) と一致していることを確認
7			してください
			容量拠出金還元額が0円でも本通知書は
			発行されるので、内容をご確認くださ
			ل <i>ن</i> ي
		容量拠出金還元額[円]	容量拠出金還元額(調整前)(No. 8)は、
		(調整前)	還元額の原資となる総額①+② (No. 14)
			に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じ
8			ることで算定されます。 ただし、算定諸
0			元情報に記載されている負担分の比率
			(No. 15)はパーセント表記での小数第 3
			位を四捨五入した概算比率であることに
			ご留意ください
		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金
9			額が記載されていることを確認してくだ
			さい
10		備考	記載内容を確認してください
		小計[円]	容量拠出金還元額(調整前)(No. 8)と調
11			整額(No.9)を合計した金額となってい
			ることを確認してください
	2. 算定諸元	還元額の原資となる実需	実需給期間前に発生した経済的ペナルテ
12	情報	給期間前の経済的ペナル	ィ額の入金総額が記載されていることを
		ティ入金総額[円]①	確認してください
		還元額の原資となる請求	実需給年度に係る容量拠出金の請求総額
13		額と実交付額等の差額	から実需給年度に係る容量確保契約金額
1		[円]②	

表 2-8 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
			の実際交付額を差し引いた金額が記載さ
			れていることを確認してください
1.4		還元額の原資となる総額	①+②となることを確認してください
14		[円]①+②	
		負担分の比率[%]	小売電気事業者:
		※パーセント表記での小	 通知対象事業者のシェア比率(概)
		数点第3位を四捨五入し	算)が記載されていることを確認し
15		た概算比率	てください
15			なお、負担分の比率(No. 15)が 0.00%
			であっても、容量拠出金還元額(No.7)
			が0でない場合があることにご留意くだ
			さい
16		異議申立日数	記載内容を確認してください

2.3.2 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金還元額通知書(年次精算)の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します(図 2-13 参照)。

- 2.3.2.1 異議申立メールの送付
- 2.3.2.2 再検討内容メールの確認

2. 3. 2. 1	2. 3. 2. 2
異議申立メ・	-ルの送付 再検討内容メールの確認

2.3.2 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の異議申立

図 2-13 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の異議申立の手順

2.3.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金還元額通知書(年次精算)に対して、発 行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可 能です。 異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、 所定の宛先に送信してください(表 2-9 参照)。

注:異議申立期限について、例えば、11/5(水)に通知メールを受領した場合、11/11 (火)までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日:休日以外の日

営業日:平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日:土曜日、日曜日および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)に 加えて、1月2日~3日、4月30日~5月2日、12月30日~31日および本機 関が指定する日

表 2-9 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX(事業者コード) [®] 】容量拠出金還元額通知書(年次精
	算)に対する異議申立
То	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	· 容量拠出金還元額通知書(年次精算) 番号
	・実需給年度
	・事業者名
	・事業者コード
	・事業者区分
	・エリア
	・異議申立の内容

2.3.2.2 再検討内容メールの確認

容量拠出金還元額通知書(年次精算)に対して異議申立が行われた場合は、本機関で 異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内 容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認に おける必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指 定期日までにメールを送信してください(表 2-10参照)。

⁸ 件名に自身の事業者コード4 桁を入力してください。

- 注1:再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が 了承されたとみなしますのでご注意ください。
- 注2: 異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷 惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス: youryou_jushin@occto.or.jp

表 2-10 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re:【XXXX(事業者コード)】容量拠出金還元額通知書(年次精算)
	に対する異議申立
То	再検討内容メールの送信者(本機関)
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再検討内容に
	対する確認結果
	・容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再検討内容に対する事業者
	の確認結果を文章で記載
	例)異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。
	以下、異議申立メールの記載内容
	・容量拠出金還元額通知書(年次精算)番号
	・実需給年度
	・事業者名
	・事業者コード
	・事業者区分
	・エリア
	・異議申立の内容

2.3.3 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再算定結果の 確認について手順を説明します(図 2-14 参照)。なお、容量拠出金還元額通知書 (年次精算)に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.3.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再発行内容の確認

2.3.3 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再算定結果の確認

2	. 3. 3. 1
	容量拠出金還元額通知書 (年次精算)の再発行内 容の確認

図 2-14 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再算定結果の確認の手順

2.3.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拠出金還元額通知書(年次精算)を 再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システム にアクセスし、再発行された容量拠出金還元額通知書(年次精算)の帳票の内容を確 認してください。

再発行された容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認方法は『2.3.1.1 容量拠 出金還元額通知書(年次精算)内容の確認』を参照してください。

2.4 追加請求額の確認手続

追加請求額とは、容量拠出金の未回収分を他の小売電気事業者等へ請求する金額で す。

本節では、追加請求額の確認手続について、以下の流れで説明します(図 2-15 参照)。

- 2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認
- 2.4.2 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の異議申立

2.4.3 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再算定結果の確認



図 2-15 追加請求額の確認手続の詳細構成

- 注:容量拠出金還元額通知書(年次精算)に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額 通知書(年次精算)に基づく追加請求額、および容量拠出金請求額通知書に基づく 対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正とな る場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます。
- 2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認

本項では、本機関から発行された容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認手順を説明します(図 2-16 参照)。

2.4.1.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)内容の確認

2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認



図 2-16 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認の手順

2.4.1.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)を発行 後、事業者に容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)が発行された旨のメールが送 付されます(表 2-11 参照)。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアク セスし、容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の帳票の内容を確認してください (表 2-12、図 2-17 参照)。

容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル ~会員向け 容量市場関連編~」を参照してください。(P)

項目	内容
件名	容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の発行通知(P)
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項 (P)	XXXX 様
	こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム
	管理者です。
	容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)を発行しました。ご
	確認をお願いいたします。
	【事業者コード】
	・事業者コード
	【事業者名】
	・事業者名

表 2-11 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の発行通知メール内容

項目	内容
	電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者
	※このメールはシステムより自動送信されています。差出人
	には返信しないでください。

	通知書番号 : 123456789012345678
23456789012345678	шлы : уууутммлаан
01234567890123456	
「 「「業者コード:1234	電力広域的運営推進機関
第業者区分 :1234567890123456789 1224567890123456789	0 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
12345678901234567890	0 問い合わせ先 部署 :00部
	電話番号:00-000-0000
	E-Mail : $\times \times \times \times$ @occto.or.jp
件名: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1. 容量拠出金追加請求額	
容量拠出金追加請求額[円]	-123,456,789,012,345
容量拠出金追加請求額[円](調整前)	-123,456,789,012,345
調登觀[円] 備考:	-123,456,789,012,345
小計[円]	-123,456,789,012,345
2. 昇定諸元情報	
容量拠出金算定対象エリア	123
未収金総額[円]	-123,456,789,012,345
貝但刀の比率[[9] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	123.45

図 2-17 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の帳票イメージ

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	-
2		通知日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを
4		事業者コード	確認してください
		事業者区分	事業者区分(小売電気事業者/一般送配電
			事業者/配電事業者)が正しいことを確認
5			してください
			ただし、登録特定送配電事業者の場合は
			小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
	1.容量拠出	容量拠出金追加請求額	通知対象事業者の容量拠出金追加請求額
	金追加請求	[円]	が記載されています
	額		小計 (No. 11) と一致していることを確認
7			してください
			容量拠出金追加請求額が0円でも本通知
			書は発行されるので、内容をご確認くだ
			さい。
		容量拠出金追加請求額	容量拠出金追加請求額(調整前)(No.8)
		(調整前) [円]	は、未収金総額(No.13)に負担分の比率
			(有効数字 16 桁)を乗じることで算定さ
8			れます。 ただし、算定諸元情報に記載さ
			れている負担分の比率 (No.14) はパーセ
			ント表記での小数第3位を四捨五入した
			概算比率であることにご留意ください
		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金
9			額が記載されていることを確認してくだ
			さい
10		備考	記載内容を確認してください
		小計[円]	容量拠出金追加請求額(調整前)(No.8)
11			と調整額(No.9)を合計した金額となっ
			ていることを確認してください

表 2-12 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
10	2. 算定諸元	容量拠出金算定対象	対象のエリアであることを確認してくだ
12	情報	エリア	さい
		未収金総額[円]	実需給年度に係る容量拠出金の未収金総
13			額が記載されていることを確認してくだ
			さい
		負担分の比率[%]	小売電気事業者:
		※パーセント表記での小	 通知対象事業者のシェア比率(概)
		数点第3位を四捨五入し	算)が記載されていることを確認し
		た概算比率	てください
			一般送配電事業者・配電事業者:
1.4			 通知対象事業者の負担比率(概算)
14			が記載されていることを確認してく
			ださい
			なお、負担分の比率(No. 14)が 0.00%
			であっても、容量拠出金追加請求額
			(No.7) が 0 でない場合があることにご
			留意ください
15		異議申立日数	記載内容を確認してください

2.4.2 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の内容に 対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します(図 2-18 参照)。

- 2.4.2.1 異議申立メールの送付
- 2.4.2.2 再検討内容メールの確認

2.4.2 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の異議甲	知書(年次精算)の異議申立	容量拠出金追加請求額通知書	2.4.2
-------------------------------	---------------	---------------	-------

2	. 4. 2. 1	2	. 4. 2. 2
	異議申立メールの送付		再検討内容メールの確認

図 2-18 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の異議申立の手順

2.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に対し て、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うこ とが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、 所定の宛先に送信してください(表 2-13 参照)。

注:異議申立期限について、例えば、11/5(水)に通知メールを受領した場合、11/11 (火)までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日:休日以外の日

営業日:平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日:土曜日、日曜日および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)に 加えて、1月2日~3日、4月30日~5月2日、12月30日~31日および本機 関が指定する日

項目	内容
件名	【XXXX(事業者コード) ¹⁰ 】容量拠出金追加請求額通知書(年
	次精算)に対する異議申立
То	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	·容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)番号
	・実需給年度
	・事業者名
	・事業者コード
	・事業者区分
	・容量拠出金算定対象エリア
	・異議申立の内容

表 2-13 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の異議申立メール内容

10 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

2.4.2.2 再検討内容メールの確認

容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に対して異議申立が行われた場合は、本機 関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますの で内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認に おける必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指 定期日までにメールを送信してください(

表 2-14 参照)。

- 注1:再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が 了承されたとみなしますのでご注意ください。
- 注2: 異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス: youryou_jushin@occto.or.jp

表 2-14 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容				
件名	Re:【XXXX(事業者コード)】容量拠出金追加請求額通知書(年次精				
	算)に対する異議申立				
То	再検討内容メールの送信者(本機関)				
CC	youryou_jushin@occto.or.jp				
本文記載事項	異議申立による容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再検討内				
	容に対する確認結果				
	・容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再検討内容に対する事				
	業者の確認結果を文章で記載				
	例)異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。				
	以下、異議申立メールの記載内容				
	・容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)番号				
	・実需給年度				
	・事業者名				
	・事業者コード				
	・事業者区分				
	・容量拠出金算定対象エリア				
	・異議申立の内容				

- 2.4.3 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再算定結果の確認 本項では、異議申立に対する容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再算定結果 の確認について手順を説明します(図 2-19 参照)。なお、容量拠出金還元額通知書 (年次精算)に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。
 - 2.4.3.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再発行内容の確認
 - 2.4.3 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再算定結果の確認



図 2-19 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再算定結果の確認の手順

2.4.3.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拠出金追加請求額通知書(年次精 算)を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理シ ステムにアクセスし、再発行された容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の帳票 の内容を確認してください。

再発行された容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認方法は『2.4.1.1 容 量拠出金追加請求額通知書(年次精算)内容の確認』を参照してください。

2.5 請求書・支払通知書の確認手続

本節では、容量拠出金の請求書または支払通知書の確認手続について、以下の流れで 説明します(図 2-20 参照)。

- 2.5.1 請求書·支払通知書の確認
- 2.5.2 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立
- 2.5.3 再検討結果の確認



図 2-20 請求書・支払通知書の確認手続の詳細構成

2.5.1 請求書・支払通知書の確認

本項では、本機関から発行された請求額・支払通知書の確認について手順を説明しま す(図 2-21 参照)。

2.5.1.1 請求書·支払通知書内容の確認

5 . 3	1 請求書・支払通知書の確認	忍
2	. 5. 1. 1	
	請求書・支払通知書内容 の確認	
	5. : 2	 5.1 請求書・支払通知書の確認 2.5.1.1 請求書・支払通知書内容の確認

2.5.1.1 請求書·支払通知書内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金の請求書または支払通知書を発行後、 事業者にその旨のメールが送付されます(表 2-15 参照)。事業者はメールを受領後、

図 2-21 容量拠出金の請求書・支払通知書の確認の手順

会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金の請求書または支払通知書の帳票の 内容を確認してください。(図 2-22、図 2-23、表 2-16 参照)。 なお、年次精算において、追加請求額および対象実需給年度 2025 年度の月次の容量 拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、下回る場合は支払通知書 を、本機関から発行します。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル ~会員向け 容量市場関連編~」を参照してください。(P)

項目	内容				
件名	- 請求書(支払通知書)の発行通知 (P)				
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp				
本文記載事項 (P)	XXXX 様				
	こちらは電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム				
	管理者です。				
	請求書(支払通知書)を発行しました。ご確認をお願いいたし				
	ます。				
	【事業者コード】				
	・事業者コード				
	【事業者名】				
	・事業者名				
	電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム 管理者				
	※このメールはシステムより自動送信されています。差出人				
	には返信しないでください。				

表 2-15 請求書(支払通知書)の発行通知メール内容



図 2-22 請求書のサンプルイメージ



図 2-23 支払通知書のサンプルイメージ

No	記載項目	確認観点
1	請求書(支払通知書)番号	-
2	請求書(支払通知書)発行日	-
3	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してく
4	事業者コード	ださい
F	事業者登録番号(本機関)	本機関の事業者登録番号が記載されていることを確
5		認してください
6	事業者登録番号 (事業者)	適格請求書発行事業者として登録している番号と相
0		違ないことを確認してください
7	件名	記載内容を確認してください
0	請求(支払)金額(税込)	全明細を足し合わせた額であることを確認してくだ
0		さい
9	振込期日(支払日)	振込期日(支払日)を確認してください
10	備考	記載内容を確認してください
11	実需給年度・対象月	今回対象の実需給年月であることを確認してくださ
11		<i>V</i> 1
12	エリア	通知済みの「容量拠出金請求額通知書」に基づいた
13	取引対象	内容であることを確認してください
14	取込年月日	また、年次精算額が明細に含まれている場合は、通
15	通知書番号	知済みの「容量拠出金還元額通知書(年次精算)」
16	税抜金額(円)	や「容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)」)に
10		基づいた内容であることを確認してください
17	税区分	記載内容を確認してください
18	備考(明細欄)	
	合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・
19		それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確
		認してください
	振込先口座情報	請求書が発行された場合のみ、備考(明細欄)の下
20		に振込先口座情報が記載されます
		記載内容を確認してください

表 2-16 容量拠出金の請求書(支払通知書)の記載項目と確認観点

2.5.2 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量拠出金の請求額・支払通知書の内容に対し、異 議がある場合における異議申立について手順を説明します(図 2-24 参照)。

- 2.5.2.1 異議申立メールの送付
- 2.5.2.2 再検討内容メールの確認



図 2-24 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立の手順

2.5.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量拠出金の請求書または支払通知書に対して、発 行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可 能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、 所定の宛先に送信してください(表 2-17 参照)。

注:異議申立期限について、例えば、4/10(木)に通知メールを受領した場合、4/16 (水)までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日:休日以外の日

営業日:平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日:土曜日、日曜日および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)に 加えて、1月2日~3日、4月30日~5月2日、12月30日~31日および本機 関が指定する日

表 2-17 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX(事業者コード) ¹² 】容量拠出金の請求書
	(または支払通知書)に対する異議申立

12 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

項目	内容	
То	youryou_jushin@occto.or.jp	
本文記載事項	・請求書番号(または支払通知書番号)	
	・事業者名	
	・事業者コード	
	・事業者区分	
	・実需給年度・対象月	
	・異議申立の内容 ¹³	

2.5.2.2 再検討内容メールの確認

容量拠出金の請求書または支払通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で 異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内 容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認に おける必要事項を本文に記載のうえ、本機関が異議申立内容の検討結果メールの中で 指定した確認期日以内にメールを送信してください(表 2-18 参照)。

- 注1:再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が 了承されたとみなしますのでご注意ください。
- 注2: 異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷 惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス: youryou_jushin@occto.or.jp

項目	内容			
件名	Re: 【XXXX (事業者コード)】容量拠出金の請求書(または支払通知			
	書)に対する異議申立			
То	再検討内容メールの送信者(本機関)			
CC	youryou_jushin@occto.or.jp			
本文記載事項	異議申立による支払通知書(または請求書)の再検討内容に対する			
	確認結果			
	・請求書(または支払通知書)の再検討内容に対する確認結果を文			
	章で記載			

表 2-18 容量拠出金の請求額・支払通知書の再検討内容の確認結果メール内容

¹³ 容量拠出金および年次精算の算定結果に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの 算定結果と不一致がある場合のみ異議を受理します。

例)異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。			
以下、異議申立メールの記載内容			
・請求書番号(または支払通知書番号)			
・事業者名			
・事業者コード			
・事業者区分			
・実需給年度・対象月			
・異議申立の内容			

2.5.3 再検討結果の確認

本項では、異議申立に対する容量拠出金の請求額・支払通知書の再検討結果の確認に ついて手順を説明します(図 2-25 参照)。なお、容量拠出金の請求書・支払通知書内 容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.5.3.1 請求書・支払通知書の再発行内容の確認



2.5.3 再検討結果の確認

図 2-25 容量拠出金の請求書・支払通知書の再検討結果の確認の手順

2.5.3.1 請求書·支払通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で請求額または支払通知書を再発行しま す。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセス し、再発行された請求額または支払通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された請求額または支払通知書の確認方法は『2.5.1.1 請求書・支払通知書 内容の確認』を参照してください。

2.6 請求書に基づく支払

本節では、請求書に基づく本機関への支払について、以下の流れで説明します(図 2-26 参照)。

- 2.6.1 指定口座への振込
- 2.6.2 支払不足の確認



図 2-26 請求書に基づく支払の詳細構成

2.6.1 指定口座への振込

本項では、指定口座への請求額の振込について手順を説明します(図 2-27 参照)。

2.6.1.1 振込の実施

	2.6.1 指定口座への振込
2	. 6. 1. 1
	振込の実施

図 2-27 指定口座への振込の手順

2.6.1.1 振込の実施

事業者は、請求書記載内容を基に、請求額の振込手続を行ってください。なお、振込 手数料は事業者負担であることにご留意ください。 また、振込人名(カナ)は以下の通りに記載してください。

- ・振込人名:事業者コード(4桁)+空白1文字+法人略称+事業者名(カナ)
- ・法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください
- ・ただし、事業名称(協同組合等)については、法人略称は不要です
- 例)株式会社電力広域的運営推進機関(事業者コード:1234)の場合 振込人名:1234 カ)デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカン
- 例)電力広域的運営推進機関協同組合(事業者コード:5678)の場合 振込人名:5678 デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカンキョウドウクミアイ

※事業者のシステム等の都合により、上記の振込人名の設定ができない場合は、会員 情報管理システムに登録されている会社名(カナ)を振込人名に記載ください。ただ し、振込人名称に法人形態の記載は必須ではないですが、法人形態を記載する場合は 金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名(カナ)が「アイウエオ」または「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」または「アイウエオ (カ」としてください。

代表債権者が、複数の小売電気事業者に対する請求に基づき容量拠出金を支払う場合 は、各小売電気事業者毎に振込の実施をお願いいたします。

2.6.2 支払不足の確認

本項では、事業者からの支払不足があった場合の対応について、以下の流れで説明 します(図 2-28 参照)。

2.6.2.1 支払不足への対応策の確認

	2.0.2 又払不足の確認	论
2	. 6. 2. 1	_
	支払不足への対応策の 確認	

2.6.2 支払不足の確認

図 2-28 支払不足の確認の手順

2.6.2.1 支払不足への対応策の確認

請求額に対して事業者からの振込額に不足があった場合は、本機関より支払不足が発 生している旨を電話で連絡しますので、支払状況を確認のうえ、支払不足に対する対 応案を本機関と合意してください。合意した内容を本機関よりメールにて通知します ので内容を確認してください。

入金不足に伴う追加支払の対応が必要な場合は、不足額分の振込の手続を行ってくだ さい。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続

本節では、支払通知書に基づく本機関からの入金の確認手続について、以下の流れ で説明します(図 2-29 参照)。

- 2.7.1 入金額の確認
- 2.7.2 入金額に対する異議申立



図 2-29 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成

2.7.1 入金額の確認

本項では、本機関から振込まれた入金額の確認について手順を説明します(図 2-30 参照)。

2.7.1.1 振込金額の確認

	2.7.1 入金額の確認
2	2. 7. 1. 1
	振込金額の確認

図 2-30 入金額の確認の手順

2.7.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の入金額を踏まえ、本機関からの入金額が 正しい金額となっているかを確認してください。 なお、本機関からの入金額については、振込手数料分が差し引かれた金額となって いることにご留意ください。

2.7.2 入金額に対する異議申立

本項では、本機関から振込された入金額に対し、異議がある場合における異議申立に ついて手順を説明します(図 2-31 参照)。

- 2.7.2.1 異議申立メールの送付
- 2.7.2.2 再検討結果の内容の確認

2	. 7. 2. 1	2	. 7. 2. 2
	異議申立メールの送付		再検討内容メールの確認

2.7.2 入金額に対する異議申立

図 2-31 入金額に対する異議申立の手順

2.7.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振込された入金額に対して、入金日を含めて5営業日以内であ れば、メールにより異議申立を行うことが可能です。 異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、

所定の宛先に送信してください(表 2-19 参照)。

注:異議申立期限について、例えば、11/12(水)に通知メールを受領した場合、11/18 (火)までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおける営業日と休日の定義

平日:休日以外の日

営業日:平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日:土曜日、日曜日および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)に 加えて、1月2日~3日、4月30日~5月2日、12月30日~31日および本機 関が指定する日

項目	内容
件名	【XXXX(事業者コード) ¹⁵ 】容量拠出金の振込金額に対する異議申立
То	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・支払通知書番号
	・事業者名
	・事業者コード
	・実需給年度・対象月
	 ・異議申立の内容¹⁶

表 2-19 容量拠出金の振込金額の異議申立メール内容

2.7.2.2 再検討結果の内容の確認

本機関からの振込金額に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください(表 2-20 参照)。

- 注1:再検討内容の確認の連絡の期日を過ぎると、再検討内容が了承されたとみなしま すのでご注意ください。
- 注2: 異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷 惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス: youryou_jushin@occto.or.jp

¹⁵ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

¹⁶ 容量拠出金の支払通知書に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの支払予定額か

ら事業者負担の振込手数料を差し引いた金額と実際の入金額との不一致がある場合のみ異議を受理します。

項目	内容
件名	Re: 【XXXX (事業者コード)】容量拠出金の振込金額に対する異議申立
То	再検討内容メールの送信者(本機関)
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による容量拠出金の振込金額の再検討内容に対する確認結果
	・容量拠出金の振込金額の再検討内容に対する事業者の確認結果を文
	章で記載
	例)異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。
	以下、異議申立メールの記載内容
	・支払通知書番号
	・事業者名
	・事業者コード
	・実需給年度・対象月
	・異議申立の内容

表 2-20 容量拠出金の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容

Appendix.1 図表一覧

义	1-1 本業務マニュアルが対象とする容量拠出金対応業務の位置づけ 4
叉	1-2 容量拠出金対応業務の全体像5
叉	1-3 本業務マニュアルの構成(第1章除く) 6
図	2-1 第 2 章の構成 10
図	2-2 容量拠出金(仮算定)の確認手続の詳細構成 11
図	2-3 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認の手順12
図	2-4 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)のサンプルイメージ 14
义	2-5 容量拠出金の確認手続の詳細構成 18
図	2-6 容量拠出金請求額通知書の確認の手順 18
図	2-7 容量拠出金請求額通知書のサンプルイメージ
义	2-8 容量拠出金請求額通知書の異議申立の手順
义	2-9 容量拠出金請求額の再算定結果の確認の手順
図	2-10 還元額の確認手続の詳細構成 26
図	2-11 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認の手順
図	2-12 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の帳票イメージ 29
义	2-13 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の異議申立の手順
义	2-14 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再算定結果の確認の手順 34
义	2-15 追加請求額の確認手続の詳細構成 35
义	2-16 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認の手順
义	2-17 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の帳票イメージ
义	2-18 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の異議申立の手順
义	2-19 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再算定結果の確認の手順 42
义	2-20 請求書・支払通知書の確認手続の詳細構成 43
义	2-21 容量拠出金の請求書・支払通知書の確認の手順 43
义	2-22 請求書のサンプルイメージ 45
义	2-23 支払通知書のサンプルイメージ 45
义	2-24 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立の手順 47
义	2-25 容量拠出金の請求書・支払通知書の再検討結果の確認の手順 49
义	2-26 請求書に基づく支払の詳細構成 50
図	2-27 指定口座への振込の手順 50
义	2-28 支払不足の確認の手順 51
図	2-29 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成 53
义	2-30 入金額の確認の手順 53
义	2-31 入金額に対する異議申立の手順 54

表 2-1 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の発行通知メール内容1	12
表 2-2 容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の記載項目と確認観点 1	15
表 2-3 容量拠出金請求額通知書の発行通知メール内容	19
表 2-4 容量拠出金請求額通知書の記載項目と確認観点 2	21
表 2-5 容量拠出金請求額通知書の異議申立メール内容	23
表 2-6 容量拠出金請求額通知書の再検討内容の確認結果メール内容	24
表 2-7 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の発行通知メール内容	27
表 2-8 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の記載項目と確認観点	30
表 2-9 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の異議申立メール内容	32
表 2-10 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の再検討内容の確認結果メール内容 3	33
表 2-11 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の発行通知メール内容	36
表 2-12 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の記載項目と確認観点	38
表 2-13 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の異議申立メール内容	10
表 2-14 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の再検討内容の確認結果メール内容	容
	11
表 2-15 請求書(支払通知書)の発行通知メール内容	14
表 2-16 容量拠出金の請求書(支払通知書)の記載項目と確認観点	16
表 2-17 容量拠出金の請求書・支払通知書の異議申立メール内容	17
表 2-18 容量拠出金の請求額・支払通知書の再検討内容の確認結果メール内容 4	18
表 2-19 容量拠出金の振込金額の異議申立メール内容	55
表 2-20 容量拠出金の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容	56

Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙(「容量市場業務マニュアル」容量拠出金対応編 _Appendix_業務手順全体図」)参照のこと













